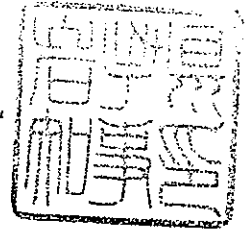


行 経 第 174 号
令和3年8月22日

公益財団法人岩手県国際交流協会
理事長 堀江 淳 様

岩手県知事 達増 拓也



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和3年8月22日 から 令和8年8月21日 まで